

廃棄物処理・リサイクルにおけるPFIの動向*

穴戸 朗**

はじめに

1999年のPFI法の施行から約6年が経過し、実施方針が公表された事業はすでに200件を超えた。日本におけるPFIは揺籃期を過ぎ発展期に入ったといってもよいのではないだろうか。廃棄物処理分野においてもすでに相当数の案件の実施方針が公表され、実際に10件以上が契約締結に至っている。先行案件は、すでに運営段階に入っており、自治体が廃棄物処理のPFIに取り組む際にも参考とできるものが少なからず見られる。PFI法に則ったものだけでなく、DBO(Design Build Operate)案件や長期責任委託等、PFI法の手続きに準じて実施された案件も多く、PFIの精神を踏まえた官民協働事業の裾野は確実に広がっている。

本稿では、PFIだけでなくDBOや長期責任委託も含め、廃棄物処理事業にPFIを導入する意義および現状と課題について述べる。

1. PFIを廃棄物分野に導入する意義

PFIは、公共施設の整備や運営に民間資金やノウハウを活用し、VfM(Value for Money)を高めることを目的としている。すでに200件以上の事業の実施方針が公表されているが、この内訳を見ると、庁舎のような建物の整備が中心の事業だけではなく、病院・福

祉施設や廃棄物処理施設等、運営やサービス内容の重要度が高い事業でも導入が進んでいる。PFIは、プライベート・ファイナンスの名のとおり民間資金の活用が本旨であるが、長期の事業期間にわたる運営を、官民で適切なリスク分担を行い、民間ノウハウを活用した事業運営を行うといった特徴があるため、事業全体に占める運営・維持管理の重要性が高い事業に適している。とくに廃棄物処理事業は、後年度に占める維持管理の重要性が高い事業であり、次に示すように、財政負担の削減、新技術への対応や公共側の管理体制の強化といった観点からPFIを導入するメリットが大きいと考えられる。

(1) 財政負担の削減

廃棄物処理の整備は、自治体における他の社会資本整備と比較しても規模が大きく、大きな財政負担である。この整備費の高さに加えて、施設の運転、維持管理、補修を含めた運営部分のコストの比率が高く、その増大が問題となっている。とくに①事業年度が進むほど施設の老朽化が進み補修コストが増加する傾向にあること(図1)、②施設のトラブルや予想外の補修によるリスクおよび費用負担は自治体がかかっていること、③これら運営に係る費用負担は国庫補助がないことから、自

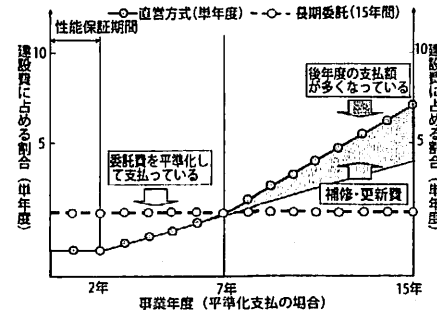


図1 後年度の運営コストの増大のイメージ

治体の負担が大きくなり、運営コストの削減は大きな課題となっている。また大きな機器等の更新が生じれば、その都度資本投入を行わなければならない。この面での財務管理が難しくなる。予算を確保できなければ必要な補修ができないという問題も生じかねない。

PFIは、長期間にわたる運転および維持管理・補修・更新を一括して民間に委託するものであり、民間が設計や施工、運営における工夫によりコストの削減を図るとともに、将来的なコスト上昇リスクを封じ込め、財政負担の平準化を行うことができるという点でメリットがある。

(2) 新技術への対応

焼却炉から排出されるダイオキシンが問題となり、ダイオキシン類対策特別措置法が制定されたのと時期を同じくして、新技術の導入が積極的に進められてきた。新技術の代表がガス化溶融炉であり、ここ数年では新設案件のうち約半数でガス化溶融炉が導入されるに至っている。ガス化溶融炉は、従来のごみ焼却技術に比べ、処理温度が高く、溶融工程が複雑であるなどの特徴があり、その管理は従来のストーカ炉よりも複雑である。また、まだ長期の運転実績がないことから、施設自体の耐久性や補修コストについても十分な蓄積が得られていない。

自治体はこのような新しい技術を導入し対応する必要が生じてきたが、そのための十分

な技術的なノウハウ、人材を確保できているとはいえない。また、今後団塊の世代の退職により自治体内での技術者の確保にも課題が生じるが、昨今の経済的事情もあって継続的に技術者を確保できていない自治体も相当数あり、今後も増員することは考えにくい。

こうした背景から、新技術を用いた施設の運転管理やメンテナンスについては自治体が技術的なリスクを取ることは難しくなっており、民間の人員やノウハウの活用を図ることが有効である。

(3) 管理体制の強化

従来、廃棄物処理施設では自治体が自ら施設を運営し、自ら排ガス等の基準値を管理するという体制で事業が行われてきた。一方で、こうした体制には、自ら運転するものを自ら管理するため、客観性を確保し難いという点、また管理ルールが必ずしも十分ではないという課題も指摘できる。廃棄物処理施設を適切に管理するためには、管理基準を逸脱したときのルール、または逸脱しないようにするための管理ルール等を設定しなければならない。PFI事業では、官と民の間で、契約書に基づき、民間の業務を監視するために客観的なルールを設定することが必要となる。契約書作成の段階では、将来起こり得るリスクを官民が議論し、そのリスクへの対応策や管理方法を定めることが必要になる。そこで得られたルールに基づいて管理を行うことが客観性を高め、ひいては住民等への説明性を高めることができる。最近のように廃棄物処理に対する住民の監視が厳しい状況では、官と民の明確な役割分担が大きな効果を発揮すると考えられる。

2. 廃棄物処理におけるPFIの導入事例

これまでにPFIやPFI的手法が導入された廃棄物事業の主な事例を表1に示す。

北海道の西胆振廃棄物広域処理事業は、PFI法の適用対象事業ではないが、PFI法に準じた施設の建設および長期の運営事業を一括

* PFI in the Waste Management and Recycling

** Akira SHISHIDO 財団法人総合研究所主任研究員

キーワード ①PFI ②民間委託 ③官民協働事業 ④廃棄物処理 ⑤総合ごみ管理

表1 ごみ焼却施設のPFI方式(DBO方式を含む)による整備の主な先行事例

事業名	①西胆振廃棄物広域処理事業	②大館周辺広域都市町村圏組合・ごみ処理事業	③倉敷市資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業
実施主体	西いぶり廃棄物処理広域連合(北海道)	大館周辺広域都市町村圏組合(秋田県)→現在大館市	倉敷市(岡山県)
事業の内容・範囲	西胆振7市町村から排出される一般廃棄物の中間処理(焼却・溶融処理, 不燃粗大ごみ処理)	大館周辺広域(1市2町)から排出される一般廃棄物の中間処理(焼却・溶融処理), 最終処分	倉敷市域から排出される一般廃棄物等の中間処理(ガス化溶融処理)
処理対象物(計画処理量)	可燃ごみ: 52,000t/年 粗大・不燃ごみ: 11,400t/年 破碎可燃物*: 8,400t/年 *粗大・不燃ごみ処理設備からの破碎可燃物	可燃ごみ: 21,700t/年 破碎残渣*: 44,000t/年 *リサイクルプラザからの破碎残渣	可燃ごみ: 51,300t/年 焼却灰: 16,900t/年 下水汚泥: 18,600t/年
事業スケジュール 事業期間	着工: 2001年3月 供用開始: 2003年4月 運営期間: 18年間	着工: 2003年10月 供用開始: 2005年8月 運営期間: 15年間	着工: 2003年4月 供用開始: 2005年4月 運営期間: 20年間
事業者選定方式	一般競争入札(資格審査, 技術審査)	一般競争入札(資格審査, 技術審査)	一般競争入札(資格審査, 技術審査)
民間事業者	日本製鋼所・三井造船・三井物産共同企業体	エコマネジ・ユナイテッド計画共同企業体(SPC: 大館エコマネジ)	JFE(SPC: 水島エコワークス)
施設規模 技術方式	210t/日(105t/日×2炉) キルン式ガス化溶融炉	90t/日(45t/日×2炉) ストーカ式焼却炉+灰溶融炉	555t/日(185t/日×3炉) シャフト炉式ガス化改質炉
事業方式・ 事業スキーム	DBO方式	BOO方式	BOO方式
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> PFI法の施行以前に検討が開始された国内初のDBO事業である 国庫補助金, 交付税措置が従来の公設公営方式と同様に適用される。加えて, 民間事業者の創意工夫による事業の効率化が行われるため, ライフサイクルコストが最小化される 資金調達に際して起債が可能であるため, 公共の低金利の資金を活用することができ, ライフサイクルコストの低減に大きく貢献する 技術方式はガス化溶融炉を指定した 	<ul style="list-style-type: none"> 国内初の補助金適用型BOO事業である 従来の公設公営の場合と同様に国庫補助金および交付税措置が適用される(自治体が同額の施設を建設したものとして交付税を算出) 民間事業者は自らの責任において, 一般廃棄物の処理に加えて産業廃棄物の処理を併せて行うこともできた 民間事業者は, 自ら事業実施用地を提案することができた 民間事業者が最終処分も実施する 技術方式を特定しない提案応募とした 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の公設公営の場合と同様に国庫補助金及び交付税措置が適用される(自治体が同額の施設を建設したものとして交付税を算出) 民間事業者には一般廃棄物処理量の2/3~同量の産業廃棄物を処理する事業の提案を義務付けた 産業廃棄物処理事業については, 分離会計とし民間事業者は無制限の事業責任を持つ 国庫補助金, 地方交付税は一般廃棄物処理相当部分にのみ適用される 民間事業者は事業実施用地を提案することができる 技術方式はガス化溶融炉を指定した

特集/廃棄物処理・リサイクルとPFI事業

表1 つづき

事業名	④藤沢市北部環境事業所1号炉更新運営事業	⑤福島市あらかわクリーンセンター焼却炉建替事業	⑥名古屋市鳴海工場整備・運営事業	⑦(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業
実施主体	藤沢市(神奈川県)	福島市(福島県)	名古屋市(愛知県)	浜松市(静岡県)
事業の内容・範囲	藤沢市から排出される一般廃棄物等の中間処理(焼却処理)	可燃ごみおよび可燃粗大ごみ, 隣接する資源化施設から搬送される破碎選別可燃物等を受入れ, 燃焼・溶融処理を行い, 余熱によるエネルギー利用を行う。	可燃ごみ等と他工場焼却灰の中間処理(ガス化溶融処理)	浜松市内で発生する一般廃棄物等, 市内他清掃工場で発生する焼却灰の中間処理および水泳場への余熱(電気, 熱)供給
処理対象物(計画処理量)	可燃ごみ*: 45,000t/年 *不燃・大型ごみの処理残渣, し尿汚泥(最大2t/日)・し渣, 下水し渣を含む	可燃ごみ: 62,000t/年	可燃ごみ等: 450t/日(年間12万t程度) 他工場焼却灰: 80t/日(年間2万t程度)	可燃ごみ等*: 121,000t/年 他工場焼却灰: 15,000t/年 *可燃ごみ, PET減容後焼却炉へ回る分, 破碎可燃, 下水汚泥, 下水道し渣, 衛生工場し渣
事業スケジュール 事業期間	着工: 2005年1月 供用開始: 2007年4月 運営期間: 20年間	着工: 2008年1月 供用開始: 2008年4月 運営期間: 20年間	着工: 2005年4月 供用開始: 2009年7月 運営期間: 20年間	着工: 2005年6月 供用開始: 2009年4月 運営期間: 15年間
事業者選定方式	公募型プロポーザル方式(資格審査, 技術審査, コスト審査)	総合評価一般競争入札(資格審査, 技術審査, 非価格要素審査及び価格審査)	総合評価一般競争入札(資格審査, 提案審査)	公募型プロポーザル方式(第1次審査, 第2次審査)
民間事業者	タクマグループ(タクマ, タクマテクノス)	あらかわEサービス(荏原製作所, 荏原エンジニアリングサービス)	新日本製鐵グループ(新日本製鐵, エコマネジ, 電源開発, 東邦瓦斯, 豊田通商, 日本碍子)	三井造船グループ(三井造船, 楠山設計, セントラルスポーツ, 三井住友建設)
施設規模 技術方式	150t/日(1炉) ストーカ式焼却炉	220t/日(110t/日×2炉) ストーカ炉+灰溶融炉	530t/日(265t/日×2炉) シャフト炉式ガス化溶融炉	450t/日(150t/日×3系列) キルン式ガス化溶融炉
事業方式・ 事業スキーム	DBO方式	DBO方式	BTO方式	DBO方式
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 既存清掃工場敷地内の用地を利用した建替・更新事業である 焼却灰, 飛灰は外部で溶融処理するため, 焼却炉のみの更新事業である 隣接する破碎施設, 資源化施設への発電電力の供給を行う 公募型プロポーザル方式による事業者選定であるが, ライフサイクルコストのみで事業者を選定した 技術方式はストーカ式焼却炉を指定した 	<ul style="list-style-type: none"> 非価格要素を考慮した総合評価一般競争入札による事業者選定(価格要素: 非価格要素=70:30)を採用した 非価格要素は, ①建設・運営実績, ②財務支援能力・事業収支の安定性, ③地域経済への貢献, ④環境への配慮の4要素を審査した 技術方式を特定しない提案公募 	<ul style="list-style-type: none"> SPCが民間資金によって施設を整備し, 竣工後に市へ引渡す 補助金/交付税措置等の財政支援が適用される 施設整備費のうち, 国庫補助金, 起債調達は建設期間に年度払い, 残りの施設整備費は運営期間に割賦払いする 非価格要素の評価項目は, 事業計画, 施設計画, 中間処理の性能, 運営・維持管理計画, 環境・循環型社会への配慮, 経営計画である 技術方式はガス化溶融炉を指定した 	<ul style="list-style-type: none"> 水泳場の整備運営との一体事業(水泳場への電熱供給)である 価格要素, 非価格要素の評価による公募型プロポーザル方式による事業者選定(価格要素: 非価格要素=1:2)を採用した 非価格要素は, 設計・建設計画, 運営・維持管理計画, 事業計画を審査した 事業者が溶融スラグ等の有効利用を提案 技術方式を特定しない提案公募とした

出典) 日本総合研究所調査による

廃棄物処理・リサイクルにおけるPFIの動向

で性能発注した本邦初の公設民営(DBO)事業である。DBO方式は、西胆振の後も藤沢市、浜松市、福島市等で導入されている。

PFI法の適用が行われ、運営に至った廃棄物の焼却施設の事業はすでに2件ある。1件目は、秋田県の大館周辺広域市町村圏組合ごみ処理事業である。本事業はPFI法施行後の初の案件であり、処理技術を特定せず民間事業者の自由度を増すなどのPFIに適した公募を行っている。2件目は岡山県の倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業である。本事業は、一般廃棄物のみならず民間事業者である産業廃棄物の処理も同時に行う事業であり、PFIの民間事業としての特徴を有効に利用している例である。

また石川県の羽咋郡市広域圏事務組合と奥能登クリーン組合ではRDF製造施設の運営に、そして石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合ではRDF専焼炉の運営に、同時期に長期責任委託が導入された(表2)。これ以外にも柏市や高松広域では、長期責任委託事業が導入され運営が始まっている。これらは、すでに建設工事を発注した事業の運営部分に長期責任委託を適用したものである。長期責任委託とは、PFIと同様の精神に基づき、施設の長期の運営を民間事業者に委託するものである。とくに補修は、プラントメーカーへの依存度が大きく後年度のコスト増大が課題となるが、長期間にわたり包括的に委託することで民間の創意工夫を高め、事業の適切な

表2 長期責任委託の主な導入事例

事業名	発注者名	事業概要
石川北部RDF専焼炉運営事業	石川北部RDF広域処理組合	①施設規模：RDF専焼炉160t/日、②処理方式：ガス化溶融方式(流動床方式)[施工者：日立造船JV]、③事業者：日立造船、④事業期間：平成15年4月～31年3月末(15年間)、⑤事業範囲：RDF専焼炉施設、⑥事業者選定方式：随意契約
奥能登クリーンセンター運営事業	奥能登クリーン組合	①施設規模：RDF製造施設48t/日、ごみ資源化施設14t/日、②処理方式：RDF製造施設[施工者：日立造船JV]、③事業者：日立造船、④事業期間：平成15年4月～31年3月末(15年間)、⑤事業範囲：RDF製造施設、⑥事業者選定方式：制限付き一般競争入札
羽咋リサイクルセンター運営事業	羽咋郡市広域圏事務組合	①施設規模：RDF製造施設66t/日、ごみ資源化施設21t/日、②処理方式：RDF製造施設[施工者：JFE・極東開発JV]、③事業者：JFE・極東開発JV、④事業期間：平成15年4月～31年3月末(15年間)、⑤事業範囲：RDF製造施設、ごみ資源化施設、⑥事業者選定方式：プロポーザル
南部新清掃工場(仮称)等の管理運営業務委託事業	高松地区広域市町村圏振興事務組合	①施設規模：焼却施設300t/日、ごみ再利用施設35t/日、最終処分場43,800m ² 、②処理方式：ガス化溶融方式(流動床方式)[施工者：日立造船JV]、③事業者：日立造船、西松建設、穴吹JV、④事業期間：平成15年8月～31年3月末(15年間)、⑤事業範囲：計量棟、焼却施設、ごみ再生利用施設、管理棟、最終処分場にかかるすべての業務、⑥事業者選定方式：総合評価一般競争入札式
第二清掃工場運営管理委託	柏市	①施設規模：第二清掃工場(焼却施設、灰溶融施設)焼却炉250t/日[施工者：日立造船・大同特殊鋼JV]、灰溶融炉23t/日[施工者：日立造船・大同特殊鋼JV]、②処理方式：ストーカ方式、③事業者：日立造船、④事業期間：平成17年4月～36年3月末(20年間)、⑤事業範囲：焼却炉、灰溶融炉にかかるすべての業務、⑥事業者選定方式：制限付き一般競争入札

出典) 日本総合研究所調査による

リスク分担を行うことで後年度の事業費の増大を抑制することができる。

事業方式について見ると、公設民営であるDBO方式の導入が増加している。最近、PFIの導入を検討する自治体でもDBO方式と公設公営方式に絞り込んで検討する例も見られる。その理由は、BOO(Build Own Operate)方式では財政メリットが得にくいことによる。民間が建設資金を調達するBOO方式では、民間金利や株主からの資本金の調達コストが公設公営に比べ高いこと、特別目的会社(SPC)の利益に対して国税である法人税が課せられ、コスト増大要因となることなどがあげられる。試算によれば、建設費や運営費で2～3割程度の削減ができなければ、BOO方式では財政メリットが確保できないことになる。そのため、事業リスクを大幅に民間に移転でき、民間の創意工夫に委ねることができるというメリットは大きいものの、BOO方式の導入が進んでいないのが現状である。

DBO方式の場合、資金調達方法は従来と同様、起債を用いつつ、建設および運営コストの削減を図ることができるため、公設公営に近く、比較的取り組みやすい方式であるといえる。ただし、DBO事業の場合、公設

であることに起因する難しさもある。その一つが施設機能の維持である。BOO事業では、施設は民間の所有であるため、法令を遵守し適正に処理されている限りは、施設機能の維持が問題になることは少ない。

一方、DBOや長期責任委託の場合、施設は公共の所有物である。最近では施設の実質的な耐用年数は長期化しており、PFIの事業期間が終了した後の運営をどうするかについても考える必要がある。こうしたこともあり、施設の仕様が公設公営に近くなりがちである。また、運営期間中の施設維持管理水準や契約終了時の施設機能の確保についても公共側によるモニタリングが必要となる。

次に事業者選定手続きについて述べる(図2、表3参照)。地方自治法上、自治体の事

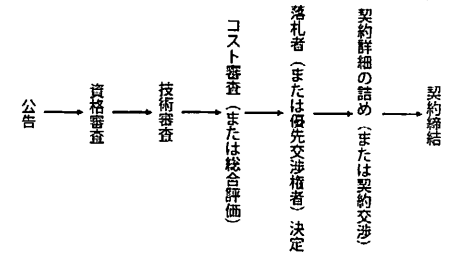


図2 一般的な事業者選定の流れ

表3 事業者選定方式の整理

	入札	公募プロポーザル
価格のみを考慮	制限付き一般競争入札 一定の資格要件等により長期間の事業遂行能力、技術能力を有する事業者に絞り込み、技術審査および事業計画審査による要求仕様の充足度で審査を行った上で、価格による評価を行う	公募プロポーザル方式 一定の資格要件等により長期間の事業遂行能力、技術能力等を有する事業者に絞り込んだ上で、価格のみまたは価格以外の要素を考慮した評価を行う この選定過程により決定した事業者と、地方自治法施行令第107条の2第1項第2号を随伴要件として読み込んで、随意契約を行う
非価格要素も考慮	総合評価一般競争入札 一定の資格要件等により長期間の事業遂行能力、技術能力を有する事業者に絞り込んだ上で、価格と価格以外の要素(技術提案)を考慮した評価を行う	事業者と、地方自治法施行令第107条の2第1項第2号を随伴要件として読み込んで、随意契約を行う 事業者選定の手続きは入札とほぼ同様で、違いは主に公示後の条件設定および契約交渉段階での柔軟性に限定される

業者選定の方法は、大きく分けて入札と随意契約に分かれる。PFIでは、公募プロポーザル方式が広く採用されているが、これも随意契約の1つである。公募プロポーザルとは、入札制度に準じた透明性のある手続きを経ながらも、民間事業者の絞込みや事業条件の再提示、最終的な仕様や契約条件の詰めに関して自由度を高めることが可能である。公募プロポーザルの場合、入札制度によらない事業者選定であることから、入札制度に準じた透明性のある手続きを経ることによって選定の公正さを担保している。そのため公募、質問受付、質問回答、資格審査、総合評価等による事業者選定が行なわれ、総合評価方式一般競争入札と事業者選定の流れにほとんど変わりはない。最近では、公募プロポーザルによる事業者選定が増加傾向にある。

3. 廃棄物PFIの課題と今後の方向性

廃棄物処理のPFIでは、環境基準の遵守や搬入されたごみの適正な処理といった施設の性能発揮にかかるリスクは民間が負担し、施設へのインプットであるごみにかかるリスクは公共が負担するのが基本である。この点において、廃棄物処理事業では、前提条件や要求水準を、ごみ処理量や公害防止基準値等の数値で明確に示すことができるという点でPFIになじみやすいと考えられる。

一方、ごみ質やごみ量については、長期の事業期間にわたる変動の予測が困難である、といった課題もある。ごみ量については、先行事例では固定費、変動費の2部料金制とする例が多い。この場合、ごみ量が変動した場合でも変動費の支払いを増加させることによって、公共側が変動に伴う処理費の増加のリスクを負担することになる。

ごみ質についても、自治体側がリスクを負担するのが原則である。ただし自治体といえども、ごみ質を完全に保証できるわけではないので、ごみ質が一定の範囲に及ぶことはや

むを得ないと考えられる。先行案件では、ごみ質に大幅な逸脱がない場合を除いては委託費の見直しは行わず、当初の委託費内で処理することが前提とされている例が多い。そこで、ごみ質については、計画段階において十分なデータを確保することが必要である。

なお近年では、廃棄物処理施設はリサイクル拠点としての位置付けが高まっている。鉄やアルミ等の資源回収、溶融スラグの再資源化、サーマルリサイクル等である。こうしたリサイクルについても、民間の創意工夫を活用し、インセンティブを設けることが望ましい。過度に民間の範囲を拡大することは、競争環境の成立や効率性の観点から十分に検討しなければならないが、施設の効率的な運営を民間に委ねるという観点、リサイクル市場へのアクセスにかかる民間ノウハウの活用という観点から、検討の余地は十分にあると考えられる。

ただし、廃棄物政策との整合性という観点では、現状の廃棄物処理のPFIには一定の限界があることも否めない。廃棄物問題は3R (Reduce, Reuse, Recycle)が重要であるといわれるように、廃棄物行政の本質的な目的を達成するためには、廃棄物の減量化を図り、リサイクル率を高めていくことが必要である。一方、現状の廃棄物処理のPFIでは、ごみの量や質は搬入されたものを処理することを前提としており、民間にとってコントロールの余地が少ない、リサイクルについても、溶融スラグ化など施設の処理方式は仕様において定められていることが多く、リサイクルを推進するにしても民間ノウハウの活用にも限界があることも事実である。

そこで今後は、地域の廃棄物管理の計画にも民間の創意工夫を活用しようという発想が必要となるのではないだろうか。民間の業務範囲を従来よりも拡大し、性能発注の要件をより高位の政策目標とした形でのPFIやアウトソーシングである。現在実施されている廃

棄物処理のPFIは、施設に搬入されたごみを適正に環境要件を遵守しながら処理することが民間企業に求められる要件である。これを、①ごみの減量化の実現、②高いリサイクル率の達成、③住民サービスの確保、といったより高位の政策目標と整合させれば、廃棄物の政策目標と民間の事業のベクトルを一致させることができる。

政策目標の達成を含めた包括的なアウトソーシングは、日本の廃棄物分野においてはまだ例がないが、公共サービスへの市場原理の導入が進んでいる英国では、総合ごみ管理(Integrated Waste Management)という方式でPFIが導入されている。

総合ごみ管理とは、民間企業に一定のリサイクル率の達成や埋立率の削減を義務付けた上で、そのために必要となるごみの収集、リサイクル施設や焼却施設の整備と運営、埋立処分、資源のリサイクルといった事業を包括的に委ねるものである。この場合の民間企業の役割は、決められたエリア内で発生する家庭ごみを、定められたリサイクルや埋立率の目標を達成して処理することである。したがって、そのための中継施設やコンポスト化施設、資源回収施設、焼却施設の配置計画等が民間の裁量に委ねられており、相当のリスクが民間に移転している。総合ごみ管理は、検討中のものも含めるとすでに10件以上にある。

総合ごみ管理では、広範なサービスの担

い手となる民間企業が存在することが前提となる。仮に、自治体がリサイクル目標の達成や埋立削減といった政策目標の達成を条件に廃棄物処理業務全般の効率化を目論んだとしても、応募者がいなければ絵に描いた餅に終わることになる。そうした意味で、英国で総合ごみ管理が進んでいる背景として重要なのは、地域の廃棄物の管理を行う廃棄物マネジメント企業の存在である。この代表的な企業としては、フランスのVeolia Environment (旧Vivendi)グループの廃棄物処理会社であるOnyxや同じくフランスのViridorやSita'ベルギーのBiffaといった企業をあげることができる。これらの企業は、複数の廃棄物処理施設の効率的な運営に加え収集運搬の効率化、啓発活動、リサイクル拠点、住民サービスの向上にもノウハウを有している。

総合ごみ管理のように、廃棄物の管理までPFIの発想を取り入れた場合は、住民への啓発活動や収集運搬業務も業務範囲に含まれるケースもあることから、いかに公共性を確保するかが重要である。廃棄物政策の最終的な責任は自治体がかかっていることから、公共と民間の間での情報共有体制が重要となる。また地域のきめ細かなリサイクルを推進するためには、地域住民の力が必要である。

現在は廃棄物処理プラントを中心としたPFIが中心であるが、今後は地域の廃棄物管理、リサイクルの推進を実現する官民協働事業が期待される。

*
* *